

平成31年第1回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

平成31年第1回中空知広域水道企業団議会定例会

平成31年2月26日（火） 滝川市役所10階議会議場

午後2時24分 開 会
午後4時03分 閉 会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第1号 例月現金出納検査報告について
- 日程第5 議案第1号 平成31年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算
議案第2号 中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第3号 中空知広域水道企業団水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員 13名

1番 清水雅人君	2番 山本正信君	3番 田村 勇君
4番 小野保之君	5番 柴田文男君	6番 飯澤明彦君
7番 北谷文夫君	8番 佐々木政幸君	9番 増井浩一君
10番 川野敏夫君	11番 本田加津子君	12番 森山 務君
13番 大矢雅史君		

○欠席議員 0名

○説明員	企業長	前田康吉君	副企業長	善岡雅文君
	副企業長	村上隆興君	副企業長	三本英司君
	参 与	千田史朗君	監査委員	宮崎英彰君
	監査委員	中野浩二君	企業局長	加藤孝昭君
	監査事務局長	杉原慶紀君	営業課長	横山浩丈君
	工務課長	児玉利数君	滝川営業所長	加地幸治君
	砂川営業所長	岩崎賢一君	歌志内営業所長	山田 元君
	奈井江営業所長	大津一由君	工務課副主幹	植村一義君
	営業課副主幹	江末孝之君	営業課副主幹	桜井国彦君
	工務課副主幹	吉尾一彦君	工務課副主幹	種田佳宏君
	営業課主査	伊藤貴寛君	工務課主査	早坂彰彦君

○会議事務従事者 議会事務局長 金子和史君
事務局書記 伊藤雄樹君

◎開会・会議宣言		開会時間午後 2 時 2 4 分
○議	長	定刻には早いのですが、全員そろっておりますので始めたいと思います。 ただいまより、平成 3 1 年第 1 回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
○議	長	ただいまの出席議員数は 1 3 名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議	長	発言は質問席で行い、討論は演壇で行うこととします。
○議	長	暫時休憩します。
○議	長	ここで企業長より発言を求められていますので、これを許したいと思います。 (企業長より新副企業長の三本奈井江町長を紹介) (三本副企業長より挨拶)
○議	長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
○議	長	日程第 1 「会議録 署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において 4 番小野議員、9 番増井議員を指名いたします。
○議	長	日程第 2 「会期の決定」を議題とします。 お諮りいたします。 今定例会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は 1 日間と決定いたしました。
○議	長	日程第 3 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。 (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	本日は、平成 3 1 年第 1 回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。 議員の皆様にご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いた

しております印刷物をお目通しいただきたいと思いますが、4点につきまして口頭でご報告させていただきます。

初めに、水道水の供給状況でございます。

平成30年11月分から平成31年1月分までの有収水量につきましては、147万4,906立方メートルとなり、平成29年度における同期間の有収水量と比較しますと99.61%となっております。

2点目は、中空知広域水道企業団水道料金審議会についてでございます。

去る1月15日、中空知広域水道企業団水道料金審議会条例に基づき、委員の委嘱発令、引き続き第1回の審議会を開催し、会長・副会長の選任後、適正な水道料金のあり方について諮問を行い、水道料金改正の必要性などについて審議を開始し、2月12日には第2回の審議会において現在の水道料金の仕組み等について説明したところであります。

また、3月20日には第3回の審議会を予定しており、今後の水道料金についていろいろな角度から説明をし、審議を進めてまいりたいと考えています。

3点目は、中空知広域水道企業団水道事業ビジョンの策定についてでございます。

中空知広域水道企業団水道事業ビジョンにつきましては、当企業団の最上位の計画として、策定検討会議により4回の議論をいただいた上で、昨年10月に原案の完成を報告いただいたところですが、その後パブリックコメントを行い、住民の皆様からいただいた意見を踏まえ、本年2月に策定・成案化したところです。

なお、水道事業ビジョンの策定に併せて、昨年2月に策定済みの経営戦略について、推計人口や建設改良費の一部修正などの改訂を行うとともに、下位計画である浄水場施設更新及び修繕計画、管路更新計画、漏水防止計画についても策定いたしましたので、併せてご報告させていただきます。

4点目は、中空知広域水道企業団指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止についてでございます。

平成30年12月20日に中空知広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により、株式会社櫻井千田に対して同規程第5条第3号工違反として、平成31年1月1日から2月28日までの指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。違反の内容については、平成29年10月頃から平成30年7月までの間に、給水装置工事において無届による工事4件を行ったものです。

また、同じく12月20日に同規程第9条の規定により、オーハシ総合設備株式会社に対して同規程第5条第3号工違反として、平成31年1月1日から2月14日まで指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。違反の内容については、平成30年6月から7月までの間に、給水装置工事において無届による工事1件を行ったものです。

この度2件の無届による給水装置工事に係る違反行為をした2社に対し、検証と管理体制の見直しを求めるとともに、今後の指定給水装置工事事業者の資質の向上を図るため、給水装置工事の申請等に際してより一層の指導監督を行い、お客様にご迷惑がかかることのないよう事業の適正な管理を行ってまいります。

口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告及び議案等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議	長	清水議員。
○清 水 議 員		<p>ただいまの行政報告におきまして、2件の処分がされたと。無届ということですが、無届というものには何についての無届なのか、一般的には給水装置業者ですから資格者はいると。当然、水道企業団に対する届出はされていると思いますので、いるはずの有資格者がいないというようなことなのか詳細をお伺いします。</p> <p>2点目は、これが発覚したいきさつと経過についてお伺いいたします。</p> <p>(児玉工務課長挙手)</p>
○議	長	工務課長。
○児玉工務課長		<p>清水議員の質問にお答えしたいと思います。給水装置工事に関しましては、設備を建設する前に、あらかじめ企業団に給水装置工事の申請書を届けなければならないというふうに定めております。今回はその部分に関しまして、2社が無届による工事を行っており、その後発覚し、指導を行ったものであります。</p> <p>経過でございますが、櫻井千田につきましては、平成30年7月に新築工事に係る給水装置工事におきまして、無届で水道本管より分水し給水管へ接続していた事案、同年7月に工事現場用の給水装置工事において企業団に無届で既設の給水管を利用して散水栓を設置後、水道使用者に不正使用させていた事案、同年7月に施設の改修工事に係る給水装置工事におきまして、企業団に無届で水道本管より分水し、量水器を設置しないで給水栓まで接続した事案、また、平成29年10月には企業団に無届で施設の量水器2個を1個に統合し使用させていた事案の計4件でございます。</p> <p>オーハシ総合設備につきましては、平成30年7月に新築工事で使用いたします工事現場用の給水装置工事におきまして、企業団に無届で水道本管より分水し、敷地内に配管していた給水管に接続し無断通水後、水道使用者に不正に使用をさせていたものでございます。このことは、中空知広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第5条第3号エに規定いたします、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当する違反行為となります。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議	長	清水議員。
○清 水 議 員		<p>今の答弁だけを聞きますと、最初は申請書を提出するのを忘れてただけだというふうに受け取り始めたところ、最後の方で「不正に使用させていた」というご説明ですから、結局、単に申請書を出し忘れるとか、出し遅れるとかということではなくて、要するに、水の使用を本来料金を払わなければならないところを、た</p>

		<p>だで使うという便宜を図ったということだったと私は受け取ったのですが、もしそうだとしたら、不誠実という範囲にとどまらず、いわゆる窃盗ですよね。事は重大だと思えます。私は刑事罰にまで発展するように聞こえたのですが、いわゆる刑事罰には関わらないのか、警察に対する通報等を行っているのか、また、行うような事件ではないのか、企業団としてどのような対応を取っているのか。ちょっと長くなりましたので、1点目はこの問題は、ただで水を使うような便宜を図ったものなのかについての企業団の評価、2点目は刑事罰に値するかどうかということについての企業団の評価と警察に対してどういう動きをしたのか、以上2点をお伺いします。2つの業者は、同じようなことをしたのか、全く違うことをしたのか、そのあたり今のご答弁では分からないですので、それぞれのケースについて1つ1つご答弁をお願いします。</p>
○議	長	<p>暫時休憩します。</p>
○議	長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>(吉尾工務課副主幹挙手)</p>
○議	長	<p>工務課副主幹。</p>
○吉尾工務課副主幹		<p>工務課の吉尾です。私の方から答弁させていただきます。</p> <p>まず、清水議員がおっしゃられた発覚の経緯についてですが、たまたま企業団の職員が現場監督で現地に行ったときに、通りかかった道路で給水装置工事をした跡を発見しました。それで、給水装置工事をやっているのではないかとということで、申請が出ているか確認したところ、まだ申請が出されていないということが発覚しました。偶然、企業団の職員が現場の方に行ったときに見つけたというのが櫻井千田についてもオーハシ総合設備についても、それが発覚した経緯です。次に議員の方から「不正使用させていた」という件ですが、本来、給水装置工事というのは、企業団に給水装置工事をしますという申請が出て、それを企業団が承認して業者は工事を進めていくのですが、申請されないまま業者の方は工事を着手してしまったと。結果的に水道本管に管を接続してしまって使用者に水を使わせてしまったというような経緯です。</p> <p>これにつきましては、不正に使わせたとか、無料で使わせようと業者が意図的に行ったわけではなくて、企業団としても原因の調査で、両社にヒアリング等聞き取りを行いました。その工事をした担当者が多忙で手が回らなくなってしまって、工事担当者自身も企業団にあらかじめ申請を出さなければならないという認識はしていたのですが、多忙が理由で手が回らなくなり、現場の方も迷惑がかけられないということで、やむなく現場優先で先に工事をしてしまったという経緯があり、現場の方に迷惑がかけられないということで水を使わせてしまったということです。ただ、量水器の方は設置しているものですから、水量的には計測できましたので、最終的にはお使いになった利用者の方から水道料金等はいただいていますので、業者は便宜を図り、無料で使わせるというような認識ではやってはいないというふうに企業団としては判断しています。</p> <p>したがって、刑事罰に相当するのではないかとということにつきましては、悪意があって、いろいろ犯罪性があるのではないかとということで聞き取りをしま</p>

<p>○議長</p>	<p>したが、両社に対して、会社としても犯罪性がないか調査をさせて、その報告を受けた中でも、犯罪性というものではなく、工事担当者が多忙で申請を出しそびれたということで、会社としても管理体制のところに甘さがあり、結果的にこういう結果になってしまったということで企業団は判断しております。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p> <p>清水議員。</p>
<p>○清水議員</p>	<p>今のご答弁は、櫻井千田さんとオーハシ総合設備さんについて、同じような経過だというふうにご答弁されたというふうに理解しました。同じようなことが、つまり、担当者が忙しくて申請がされなかったと。このようなことはあり得ることですから、しかもそれが意図的ではない、犯罪を意図して計画的にやられたことではないという共通点として答弁されたというふうにお聞きしました。</p> <p>一方ですね、量水器を付ければ、料金が発生し請求する行為が発生するというわけではないと思う。申請があって水を使っているとわかるわけで、やはり発覚するまでは請求されていなかったのではないのかなと。となれば、設置工事をして水を使い始めて、どれぐらい経ってから初めて請求行為が行われたのか、それが例えば職員の方が気付いたのは設置工事をしてすぐ後だったので、請求をしていない期間は生じていなかったのかということで、お聞きしたいことは、結果的に、水を使い出してから請求期間に漏れはなかったのか、あったとしたらどれぐらいあったのか、2社それぞれについて1点目お伺いします。2点目は、こういうことが、たまたまわかったということが、櫻井千田さんについてもオーハシ総合設備さんについても、企業団の職員がたまたま見つけたということであれば、こういうことをたくさんやっているという可能性は否定できないのではないかと。1年に2つ見つかったというわけですから、これまでにこういうことはなかったのかとは言い切れないのではと思う。そこで、なぜ今年だけ2件こういうことがわかったのか、いろいろ調べられた結果、たまたま今年そういうことが2件重なって、たまたま2件企業団職員によって発見することができたので、これまではなかったというふうにいえるのかどうか、以上2点についてお伺いします。</p> <p>(吉尾工務課副主幹挙手)</p>
<p>○議長</p> <p>○吉尾工務課副主幹</p>	<p>工務課副主幹。</p> <p>ご答弁申し上げます。1点目ですが、請求期間の漏れの関係ですが、オーハシ総合設備については約3か月半の漏れの期間がありました。櫻井千田につきましては3か月ありました。先ほど説明不足のところがあったのですが、おっしゃるとおり量水器を付けても、ご本人から申請がないと水道料金の賦課はできないのですが、今回の事案につきましては、工事は無届でやってしまったので、企業団に申請は出されていませんが、今申し上げた当該期間の分については、使用者に対しまして、今回こういうことがありましたと説明をして、料金については漏れの期間については使用されているのは間違いありませんので、料金の方をいただけないかということで、ご理解いただいた上で料金をいただいている次第です。</p> <p>2点目の今年なぜ2件なのだという点につきましては、先ほども申し上げ</p>

		たとおり、繰り返しになりますが、たまたまそのような形で判明したというところ。これまでそういうことはなかったのかと言いますと、平成19年に指定給水装置工事業者1社が同じようなことで事案としてありました。以上です。
○議	長	他に質疑ありますか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これをもちまして、行政報告を終わります。
○議	長	日程第4 報告第1号「例月現金出納検査報告について」を議題といたします。 「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第1号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第5 議案第1号「平成31年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」、議案第2号「中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。 (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	平成31年第1回中空知広域水道企業団議会定例会にあたり、新年度予算の大綱を申し上げ、企業団議員各位をはじめ構成団体住民各位の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。 当企業団は平成18年度に奈井江町を加える形で3市1町の水道事業を統合し、用水供給事業から水道事業へ事業変更を図るとともに、平成20年度には料金統一を図ってきたところであります。 これまで、「安全で安心な水を、安定して安価で提供する」ことを目的に、事業運営にあたってまいりましたが、給水人口は減少が続いており、今後も減少傾

<p>○議長</p> <p>○加藤企業局長</p>	<p>向が続いていく予測であることや、浄水施設も平成2年の竣工から28年が経過し、老朽化が進んできていることと併せて配水管についても今後更新需要のピークを迎えるなど、水道事業を取り巻く諸課題が山積していることから、今般、50年後、100年後の水道のあるべき姿を見据えて、当面の間に取り組むべき課題に対応していくため、多くの水道利用者あるいは住民の皆様からの意見を反映しながら、中空知広域水道企業団水道事業ビジョンを策定いたしました。</p> <p>今後は現状課題の解決に向けて、安全・強靱・持続を基本としながら、当面10年間の目標を設定し、その実現方策に取り組んでいく予定とされているところです。また、昨年発生し想定を超える甚大な被害をもたらした胆振東部地震や、近年における相次ぐ巨大台風の襲来など、ここ北海道内においても自然災害のリスクが年々高まってきています。そういった状況を十分に踏まえ、地域の生活インフラ、社会インフラとしての責務を認識した上で対策を講じるとともに、安定して対応できるよう関連団体との連携強化を図りながら、更なる効率的な事業運営に努め、引き続き安全で安心な水を供給してまいります。</p> <p>それでは初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、営業収益として給水収益を14億5,614万円、受託工事収益を694万円、その他営業収益を9,632万円計上し、営業外収益として受取利息及び雑収益を72万円、負担金を2,895万円、長期前受金戻入を9,736万円計上、収入総額16億8,643万円を見込んだところであります。</p> <p>支出は、営業費用を14億8,103万円、営業外費用を9,390万円、予備費を280万円計上、支出総額15億7,773万円を見込んでおり、収支差引としては1億870万円の利益となる見込みであります。</p> <p>なお、給水収益の現年度分の収納率については、99.3%を目標に掲げ、引き続き収納率の向上に努めてまいります。</p> <p>次に資本的収入及び支出について申し上げます。</p> <p>収入では、企業債を5億1,800万円、出資金を2,271万円、補償金その他を847万円計上、収入総額5億4,918万円を見込んだところであり、支出は、建設改良費を9億9,350万円、企業債償還金を2億4,914万円、予備費を200万円計上し、支出総額12億4,464万円を見込んでおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額6億9,546万円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填することとしています。</p> <p>以上、本会計の予算の大綱について申し上げましたが、「中空知の未来を守り育てる広域水道」として、安定した経営の確立、安全で安定した給水を行うため一層努力し、水道事業の使命達成に努める所存であります。</p> <p>予算の詳細については、担当より説明申し上げますので、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(加藤企業局長挙手)</p> <p>局長。</p> <p>それでは引き続き、議案第1号「平成31年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の1ページをお開き願います。第1条は総則でございます。第2条は業務の予定量でございます。年間総配水量710万3,000立方メートル、1日</p>
---------------------------	--

平均配水量1万9,407立方メートル、給水戸数3万2,026戸を予定しております。主な建設改良事業は、配水管更新工事及び浄水場施設整備等の施設整備費といたしまして8億4,964万6,000円、水道メーターの新設及び交換に要する量水器費といたしまして1億2,706万4,000円を予定いたしております。

第3条は収益的収入及び支出でございます。収入では第1款水道事業収益、第1項営業収益から第3項特別利益までの合計で16億8,643万3,000円を予定し、支出では第1款水道事業費用、第1項営業費用から第4項予備費までの合計で15億7,773万2,000円を予定したところでございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

2ページをお開きください。収入では、第1款資本的収入、第1項企業債から第4項分担金までの合計で5億4千917万7,000円を予定し、支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費から第3項予備費までの合計で12億4,463万8,000円を予定したところでございます。

1ページにお戻り願います。資本的収入が資本的支出に対し不足する額6億9,546万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,617万1,000円、過年度分損益勘定留保資金3億1,220万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金3億708万9,000円で補填したいとするものでございます。

再度2ページをお開きください。第5条企業債では、施設整備費の財源といたしまして5億1,800万円の借入れを限度額とするもののほか、起債の方法、利率、償還の方法について定めたものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めたいとするもので、水道事業の運転資金不足時の借入資金でございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合及び営業費用と営業外費用の経費の流用について流用することができることとするものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費と流用することのできない経費を職員給与費2億2,520万1,000円、交際費10万円と定めたいとするものでございます。

次に3ページに入りまして、第9条は、たな卸資産の購入限度額を7,289万9,000円と定めたいとするもので、水道メーター資材の購入費でございます。

4ページをお開きください。予算実施計画でございますが、4ページは収益的収入及び支出、5ページは資本的収入及び支出でございます。詳細につきましては予算明細書でご説明申し上げますのでお目通し願います。

7ページをお開きください。平成31年度末日のキャッシュフロー計算書でございますのでお目通し願います。

次に8ページから11ページまでは、所定の様式によります給与費明細書でございますのでお目通し願います。なお、職員については、平成30年度と同数の25人分で計上しております。

12、13ページについては平成31年度予定貸借対照表、14、15ページについては平成30年度予定貸借対照表でありますのでお目通し願います。

17ページをお開きください。平成30年度予定損益計算書であります。当年度純利益7,164万3,000円を見込んでおります。

18ページをお開きください。予算明細書についてですが、予算額、対前年増減率及び主な増減についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は14億5,613万6,000円、対前年で0.9%の減でございます。有収水量では6万7,000立法メートルの減少を見込んでおります。

2目受託工事収益は693万9,000円、5.4%の増でございます。対象受託工事費の増によるものでございます。

3目その他営業収益9,632万,5000円、19.7%の増でございます。料金システム改修等に伴う業務費増による下水道使用料分に係る構成市町からの事務費負担金の増によるものでございます。

2項営業外収益、1目受取利息は4,000円。前年同額でございます。定期預金による利息でございます。

2目負担金は2,895万3,000円、4%の減でございます。企業債の利息償還分の減に伴う構成市町からの負担金の減によるものでございます。なお、構成市町別については、27ページに参考資料を添付してございますのでお目通し願います。

3目長期前受金戻入は9,736万2,000円、16%の減でございます。長期前受金収益化額の減によるものでございます。

4目雑収益は71万3,000円、2.1%の減でございます。

3項特別利益、1目過年度損益修正益は科目存置による計上でございます。

19ページからは支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目議会及び監査費は66万8,000円、28.5%の増でございます。改選期にあたり研修等経費の増を予定しております。

2目原水及び浄水費は3億3,583万6,000円、0.3%の減でございます。動力費の増を予定しているものの、浄水場施設の耐震診断委託業務費及び滝里ダム維持費負担金の減によるものでございます。

20ページをお開きください。3目配水及び給水費は1億3,656万7,000円、19.4%の減でございます。滝川・砂川・歌志内地区配水施設耐震化診断委託業務費の減によるものでございます。

4目受託工事費は583万6,000円、9.1%の増でございます。消火栓新設等に係る工事請負費等の増によるものでございます。21ページに移りまして、5目業務費は1億7,751万6,000円、20.4%の増でございます。料金システム改修による委託料の増によるものでございます。

6目総係費は22ページにわたりますが8,097万3,000円、7.2%の増でございます。財務会計システム、人事給与システム改修による委託料の増によるものでございます。

7目減価償却費は7億32万円、7.2%の減でございます。対象償却物の減によるものでございます。

8目資産減耗費は4,331万6,000円、33.8%の減でございます。資産の除却費の減によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は5,458万2,000円、12.6%の減でございます。企業債の利息償還分の減によるものでございます。

2目消費税及び地方消費税は3,911万7,000円、26.6%の増でございます。税率改定に伴う増でございます。

3目雑支出は20万円、前年度と同額でございます。

3項特別損失、1目過年度損益修正損は科目存置による計上でございます。

4項1目予備費は280万円、前年度と同額計上でございます。

23ページに移りまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入でございます。1款資本的収入、1項1目企業債5億1,800万円、107.2%の増でございます。事業費の増及び充当率引き上げによる増でございます。

2項1目出資金は2,270万4,000円、63.8%の減でございます。企業債の元金償還分の減に伴うものでございます。構成市町別の内訳につきましては、27ページに一覧表を添付してございますのでお目通し願います。

3項1目補償金は827万3,000円、54.1%の減でございます。道路工事等に伴う補償対象事業の減によるものでございます。

4項1目分担金は20万円、前年度と同額でございます。

24ページをお開きください。支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費は8億4,964万,6000円、24.7%の増でございます。施設設備更新工事等の増に伴うものでございます。なお、整備内容につきましては工事請負費の説明欄に記載しておりますのでお目通し願います。

2目量水器費は1億2,706万4,000円、4.6%の増でございます。水道メーターについては計量法に基づき、8年ごとの更新が義務付けられております。

25ページに移りまして、3目固定資産取得費は1,678万5,000円、84.7%の増でございます。水質検査分析用機器等の購入及びに公用貨物自動車1台の更新を予定しているものでございます。

2項1目企業債償還金は2億4,914万3,000円、29.1%の減でございます。企業債の元金償還分の減によるものでございます。

3項1目予備費は200万円、前年度と同額を計上しております。

26ページには、財務諸表における会計処理の基準及び手続を明確化した注記表、27ページにつきましては構成団体からの出資金、負担金の内訳をそれぞれ掲載しておりますのでお目通し願います。

以上で議案第1号「平成31年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号「中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

今後更新需要のピークを迎えていく経年化・老朽化資産に係る適切かつ計画的な更新方策を講じるとともに、人口減少等に伴う料金収入の減少など、厳しい経営環境に対応するため、昨年2月に策定した水道事業経営戦略においては、その財政計画における支出の抑制による財源確保の1方策として、水道検針の隔月化による検針委託料の削減の必要性について掲げたところです。

この条例は、当該水道検針の隔月化について平成32年4月1日から実施するため、条例を改正したいとするものです。改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので参考資料の1ページ目をお開きください。

第20条の改正は法制執務に係る所要の文言整理です。

第28条は料金の算定に関する規定ですが、毎月の定例日とされているところを2か月ごとの定例日と改めるとともに、隔月検針によって計量した2か月分の使用水量を第1号と第2号の2つに分けて算定方法を規定したものであります。

	<p>まず、第1号において検針を行わない月、推定月であります。その直前の2か月分の使用水量の2分の1に相当する水量を推定月分の水量とみなして算定するとする内容で、具体的には6月分であれば4月分と5月分の水量を平均して水量を推定するというものです。また、第2号において検針を行う月であります。2か月分の使用水量を各月均等に使用したものとみなして、それぞれ算定した額の合算額からその直前の推定月分の料金の額を控除して得た額として算定するという内容で、具体的には先程の例では7月分として実測した2か月分の水量により6・7月分をそれぞれ計算した上で合算し、その額から6月分の料金の額を控除するというものです。</p> <p>加えて第2号の後段において、合算額が推定月の料金の額を下回る場合の計算方法、端数が生じた場合の整理方法について規定するとともに、新たに第2項として、合算額が推定月の料金の額を下回る場合の前月分の料金の更正について規定しているところであります。</p> <p>別表第2の改正は、第28条の改正に伴う所要の文言整理です。附則につきましては第1項において、施行期日を平成32年4月1日から施行したいとするものであり、第2項において経過措置として新たな隔月検針による料金算定を行う開始時期について5月が検針を行わない月に当たる場合については6月請求分の料金から、5月が検針を行う月に当たる場合については7月請求分の料金から適用したいとするものです。</p> <p>なお、今回の条例改正につきましては平成31年度中にシステム改修等を予定していることから、平成31年度予算案と同時に上程しております。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>○議長 長 説明が終わりました。 これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(清水議員挙手)</p> <p>○議長 長 清水議員。</p> <p>○清水議員 通告をしてありますが、追加がありますので追加分を先に質問します。 まず1点目ですが、18ページの1款1項1目の給水収益についてですが、給水収益については、今年度の無届による料金請求の遅れの発生ということが起こっております。こういう中で、15億を超える料金を支払っていただく住民、事業者の皆様に対する信用を著しく失いかねない事態が発生しているというふうに思います。そこで、今後こういうことが起きないように、また、こういったことがあったということについては、やはり、こういうふうに対応したということ、後でこういうことがあったのではないかと言われてから公表するというのではなく、速やかに年度当初に速やかな公表が求められるというふうに思いますが、信用失墜につながらないようにこういった事態を受けて、新年度どのように対応されるのかお伺いいたします。</p> <p>2点目は、1款1項3目の給水装置新設時負担金について、こういったものなのか概要についてお伺いします。更に件数とこの中に住宅や事業所として使うもののほかに工事現場などで使う臨時用があると思いますが、1軒家を建てれば1</p>
--	--

工事現場が発生するということ言えば、こういった件数についてもこの中に入っているのかなと思いますので、負担金の内訳として家事用、業務用、浴場用、臨時用の内訳件数をお伺いします。

以下通告どおりですが、18ページの給水収益について、家事用、業務用、浴場用、臨時用の内訳と2014年度、5年前と比べたそれぞれの増減率について伺います。

2点目は、家事用と業務用の5年間の増減の特徴について伺います。

3点目は支出項目で、構成市町のホームページのバナー広告料のそれぞれの金額と合計金額、構成市町の広報でも広告を出していると思いますが、同じく広告料について伺います。

4点目は、構成市町のホームページにおいて、トップページを開くと例えば滝川市でいえば「くらし、ごみ」のところから企業団ホームページを開くことができます。そこでバナー広告料まで出して行う効果というのは疑問ではないかと思えます。料金値上げを諮問している中で、バナー等の有料広告を見直す考えについて伺います。

大きな5点目として、構成市町の各種イベントなどでの企業団の広告料の実態と予算額について伺います。

議案第2号の給水条例ですが、2020年度から隔月化による検針委託料が削減されます。1年間の効果額は1,167万円と説明されておりますが、構成市町からの下水道検針委託料では市町ごとの効果額見込みをお伺いします。以上です。

(横山営業課長挙手)

○議長

営業課長。

○横山営業課長

私の方からは、追加分の3点のうち、1点目の質問からお答えさせていただきます。

今回の指定停止の件でございますけれども、新年度に速やかに公表すべきではないかということございましたけれども、これは既に中空知広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第10条に基づきまして、企業団の掲示板において告示、併せて企業団のホームページの方でも公表しております。また、指名停止につきましても、中空知広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第14条に基づきまして、企業団公示閲覧会場において当該指名停止に係る指名停止の公表をしております。これはあらためて新年度に公表するということではなく、既に実施済みということでございます。新年度につきましても、先ほど企業長からも口頭報告させていただきましたけれども、私どもといたしましては今後の指定給水装置工事事業者の資質の向上を図るため、申請に関してより一層の監督を行い、お客様にご迷惑がかかることのないように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、通告のありました部分について説明をさせていただきたいと思えます。

まず1点目でございますが、給水収益について家事用、業務用、浴場用、臨時用の内訳ということでございます。給水収益の予算では14億5,613万6,000円でございますけれども、そのうち家事用については9億9,719万1,0

00円、業務用につきましては4億5,119万5,000円、浴場用につきましては6,367万円、臨時用につきましては1,383万円であります。これを2014年度、平成26年度決算額で比べた増減率ということで申し上げさせていただきますと、家事用では平成26年度よりも2.4%減、業務用では8.6%減、浴場用では11.4%減、臨時用では18.7%減、全体では4.4%減ということでございます。

続きまして、2点目の家事用と業務用の5年間の増減の特徴についてでございますが、特徴といたしましては、給水収益は家事用、業務用ともに毎年度減少しているということ、それから家事用よりも業務用の減少幅の方が大きいことが特徴というふうに捉えております。

3点目でございます。構成市町のホームページの広告料の関係でございますが、バナー広告ということで、総係費の普及宣伝費の平成31年度における予算につきましては、バナー広告につきましては322,704円を計上しております。内訳としましては滝川市が165,000円、砂川市が84,000円、歌志内市が12,000円、奈井江町が61,704円でございます。

続きまして広報広告料でございますけれども、同様に平成31年度におきましては、370,392円を計上しているところでございます。内訳といたしましては滝川市が198,000円、砂川市が124,440円、歌志内市が12,000円、奈井江町が37,032円でございます。

続きまして、ホームページの関係の2つ目のご質問でございますが、これまでバナー広告による普及宣伝活動を行ってまいりました成果といたしまして、かつて平成18年に営業所ができていくのですが、構成市町の市役所や町役場のそれぞれの営業所に問い合わせ等が集中してございました。これらの電話・窓口対応が、フリーダイヤルによる本部への各種手続に一般化してきております。分散化を実現できたということとともに、水道利用者の皆様の利便性に寄与することができたと評価してございます。今後におきましても、各構成市町のトップページから企業団のホームページへ直接アクセス可能であるということ为前提に、普及宣伝活動についてはこれまでの取組を継続していく必要があるというふうに考えてございます。

5点目でございます。構成市町のイベントなどへの協賛や、広告の掲載につきましてはこれまで行った実態や経過等はございません。

続きまして、議案第2号の給水条例の関係のご質問でございます。平成32年度からの隔月化による検針委託料の削減効果についてのご質問でございますけれども、削減効果額約1,167万円という数字は平成30年度予算ベースでの検針業務委託料の2分の1の金額となります。今回31年度の予算を提案させていただいておりますのでそのベースで申し上げますと、検針業務委託料2,390万9,000円で積算しますと、検針回数が半分になることによりまして削減効果額は1,195万4,000円となります。ご質問の構成市町ごとの下水道の効果額につきましては、それぞれ滝川市350万4,000円、砂川市144万7,000円、歌志内市34万2,000円、奈井江町54万3,000円となり、全体で583万6,000円となります。以上です。

(児玉工務課長挙手)

○議

長

工務課長。

○児玉工務課長	<p>清水議員の質問にお答えします。新年度からの取組ということで、先ほど企業長からも申し上げましたが、今後、指定給水装置業者への指導監督の強化並びに研修を行いまして、再発防止に努めまして適正な管理を徹底してまいる所存でございます。また、メーター負担金の件でございますけれども、メーター負担金に関しましては、新設の際にメーターを設置する負担金でございます。平成31年度は394台を予定しております。これに関しましては、改造・臨時につきましては該当いたしませんので新設の分のみというふうに考えていただきたいと思っております。以上です。</p>
○清 水 議 員	<p>臨時用の内訳は。</p>
○議 長	<p>暫時休憩します。</p>
○議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p>
	<p>(児玉工務課長挙手)</p>
○議 長	<p>工務課長。</p>
○児玉工務課長	<p>清水議員のご質問ですけれども、改造は68件をみております。その中に臨時用も含まれております。以上です。</p>
	<p>(加藤企業局長挙手)</p>
○議 長	<p>局長。</p>
○加藤企業局長	<p>ただいまのメーター負担金の関係でございますけれども、メーター負担金につきましては口径別の負担金となっておりますので、用途別での分れた金額は設定しておりません。以上です。</p>
	<p>(吉尾工務課副主幹挙手)</p>
○議 長	<p>工務課副主幹。</p>
○吉尾工務課副主幹	<p>394台の口径別の内訳ですが、13ミリが133台、20ミリが252台、25ミリが5台、40ミリが3台、50ミリが1台、合計394台で計上しております。以上です。</p>
	<p>(清水議員挙手)</p>
○議 長	<p>清水議員</p>
○清 水 議 員	<p>最後に答弁があったメーター負担金の内訳なのですが、事業所新設、家事用新設という数は、おそらく394台に対して口径別しかないということなので、私</p>

が推定するしかないのですが、普通は工事現場に水道を付けないと1回1回どこからか水を運んできてということにはならないと思う。そうすると臨時用というのは、新しく事業所、家事用に対して建設するとき、必ず臨時用のメーターを付けたという申請が上がっているのかどうかというチェックをどのようにされているのかということをお伺いしたいと思います。

2点目は、信用を失いかねないということについては、既に公表したとはいえ、例えば無届による工事が発覚し、たまたま職員が見つけたからということなどは書いていないと思う。「条例第何条第何項により指名停止とする」みたいな、非常に中身のわからない公表をされているだけだというふうに思います。私がお伺いしたのは、やはり、たまたまわかったということで、もちろん検針員の方が検針の時にメーターが当然あれば検針しますからわかると思いますが、場合によってはメーターがわかりづらいところがあれば、検針員の方も気付かないこともあると思います。そういうことと言えば、水をただ使うということに発展しかねなかった事態を受けて、そういう事態に対する応分の公表をすべきではないのかと。もっと市民にわかりやすいことで。例えば、マスコミに記者発表したっていいだろうし、いずれにしても信用をきちっと維持するための対応についてどのように公表という関係でされるおつもりかお伺いをいたします。

バナー広告なのですが、これは非常にわかりやすい話で、今のご答弁では0120にかかるようになっていっていると。つまり構成市町に電話が1度行って、「違いますよ何番ですよ」という件数が減って直接0120にかかることが増えたというようなご答弁に聞こえたのですよ。しかしですね、構成市町の住民が全てこの企業団を使っているわけですから、仮に構成市町の代表電話にかかったとしても、それが「なんで企業団の電話が代表電話に入るんだ。困るよ」という話があるのではともかく、私はそこをそんなに心配するようなことではないと思う。それぐらいは構成市町の首長さんたちも寛容に扱っていただけるのではないだろうかというふうに思います。元々構成市町それぞれで給水をしていた、これが広域になって全部企業団になることによって、こういう費用が発生することになったとすれば、それはやはり住民の利用料が上がるということになるわけで、こういったことがなくても、広域でやっているいくつかの市町村を見ましたけれど、バナーは1つも見たことはございません。全部、「くらし」から「水道料金」というふうにいつていますので、私はこの中空知広域水道企業団だけの話なのかなというふうに思いますので、広報についても同様に、これはそれぞれの構成市町の扱いを水道をより目立つようにする工夫をしていただければ、水道料金に跳ね返ることはないのではないかなというふうに思いますので、構成市町との話し合いをして、構成市町にバナー料金を払わなくても必要な情報が伝わるように、そういったことで経費節減をしていく考えを伺います。

(吉尾工務課副主幹挙手)

○議長 長

工務課副主幹。

○吉尾工務課副主幹

私の方から2点お答えします。1点目の臨時用についてどのようにチェックするのかというご質問だと思いますが、臨時用は先ほどのメーター負担金とは別に、例えば臨時で工事で使うというような量水器なので、部類としては給水装置工事の改造工事に分類されるものです。給水装置工事の申請というのは、改造と

いう分類の中で必ず指定給水装置工事事業者から工事を行う前に企業団の方に必ず申請が来ます。その申請を受けて企業団が審査をして施行承認をするのですが、施行承認したときに業者は現地の工事にかかれます。量水器については臨時用は先ほど申し上げたメーター負担金とは別で、企業団が持っている手持ちの量水器というものがあるのですが、それを一時的に貸与するような形を取っております。その貸与された量水器を業者は現地に設置して、最後に竣工検査で企業団の職員が工事の全ての顛末を現地で確認して、量水器の付いている位置も確認する。それを検針しなければならないので、営業課に「今回、この位置に量水器を設置してあるので検針してほしい」と連絡するので、基本的に給水装置工事自体については、漏れや見過ごすとか、検針に漏れということはありません。先ほど申し上げた、工事担当者が忙しくて失念していたとか、忘れていたとかであれば別ですが、基本的に申請が上がってくる、申請が来たものは企業団は必ず審査をする、審査して現地で施行したものを必ず企業団の職員は現地で検査します。検査して「使用して良いですよ」ということで使用していただいて使用届も出してもらい、そして検針する方にもそれを伝えていくという形になっております。それが臨時用の流れです。

2点目のマスコミ等への公表につきましては、お客様の給水収益の関係でおっしゃられていると思うのですが、今回、住民に対しては公表を行っております。それぞれ公表についての要綱がございまして、今の指定停止については中空知広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程というものがありまして、その規程に基づきまして企業団の掲示板に今回こういうことで処分しましたということを示しているとともに、企業団のホームページにも掲載しております。また指名停止の方につきましても別の要領があるのですが、中空知広域水道企業団競争入札資格者指名停止事務処理要綱がありまして、この要綱では企業団の公示閲覧会場において、当該指名業者に係る指名停止をしておりますという写しを掲示しておりますので、こういった要綱や要領に従って公表しているものでございます。以上です。

(横山営業課長挙手)

○議 長

営業課長。

○横山営業課長

それでは私の方からは、広告の関係についてお答えさせていただきたいと思っております。先ほどの再質問の中であったのですが、電話が代表電話にかかってきて、それが多というような苦情がそれぞれの市役所や役場から話があって踏み切ったということではなくて、むしろ代表電話にかかってくる電話を、それぞれの電話交換では営業所の方に回します。その営業所の方での業務量が煩雑といいますが量が多かった、バランスが取れていなかったもので、営業所と本部のバランスが取れていなかった部分を正常化させるというのが目的でございました。そういった形で続けてきているのですが、今のところホームページのバナーで言いますと、やはりトップページからワンクリックでいけるようなものを、確かに清水議員がおっしゃるとおり、わかっておられる方は「くらし」のところから入ることができますが、例えば札幌ですと、札幌市水道局はまず札幌のホームページを見る、そういうところからの転入者ですとか利用者等のことを考えますと、まずそれぞれのホームページにワンクリックでいけるバナーを持ってほしいと私ども

<p>○議 長</p>	<p>の現在の考え方でございます。こういった方針を持ちながら、それぞれの構成市町のそれぞれのホームページの方針というのがあると思いますけれども、必要な部分は情報を入手していきたいというふうに思っております。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p> <p>清水議員</p>
<p>○清 水 議 員</p>	<p>企業長にお伺いします。まずですね、たまたま今回発覚したと。検針委託員が必ず発見できるとは私は思いません。大きい工場とかであれば。本当に本管から何本水が行っているのか、本当に不正をしようと思ったらいくらでも不正するのは可能だと思います。私はそういうことがあったということはもちろん申し上げます。しかしですね、たまたま発覚して料金を回収することができた。こういう事態を踏まえて、私は企業団として料金を支払っている利用者の皆さんに対して、今後こういうようなことは絶対に起きないようにするといったような公表をするべきではないかと思えます。それが1点目です。</p> <p>もう1つは、私は全道のバナー広告を見たわけではないのですけれども、おそらく水道のバナーというのは、ここだけではないかと思えるのですよ。それは効果がないわけではないと思えますよ。しかし、利用者は全員構成市町で、市民税、町民税を払っている方々なんですよ。そういう方々に対する、料金に跳ね返るようなことをあえてし続けるということ。しかもこれは平成19年度ぐらいから始めている話ですから、それがなくどうしようもないというような話ではないと思えるのですよ。全道でも唯一ということですから、これについてもやはり構成市町は温かく見守って、こういった経費を支出しないようなことを企業長として求めていくことについて、経費節約のための行動を起こしていくことについてお考えを伺います。</p> <p>(企業長挙手)</p>
<p>○議 長</p> <p>○企 業 長</p>	<p>企業長。</p> <p>ただいまのご質問でございますが、まず公表につきましてなのですが、手続き通りのことは行っているということでございます。しかしながら、料金値上げ等の中で失墜しては困るのではないかと温かいご指摘だというふうに考えさせていただきたいと思えますが、しかし私どもとしては、業者さんに信頼をして指定業者となっていていただいているわけでございますので、今後このようなことは2度とないということをきつく申入れをさせていただいて、信用を失わないように心掛けてまいりたいというふうに思っております。今回の事例は、たまたまということではございますけれども、しっかり管理をしていけばこのようなことはないと思っておりますので、この点はしっかり指導する立場で行ってまいりたいと思えますが、公表は既に一度行っておりますので、これ以上はあえてする必要はないと考えております。</p> <p>また、バナー広告につきましては、それだけ効果があるのかというご指摘でございますので、副企業長とも相談をしながら、今後に向けてどのようにあるべきかという姿というものを考えてまいりたいと思っております。以上です。</p>

○議	長	他に質疑ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより一括討論に入ります。討論ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第1号及び議案第2号を一括採決いたします。 本案をいずれも可決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第1号及び議案第2号の2件はいずれも可決されました。
○議	長	日程第6 議案第3号「中空知広域水道企業団水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。 (加藤企業局長挙手)
○議	長	局長。
○加藤企業局長		ただいま上程されました、議案第3号「中空知広域水道企業団水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。 大学制度の中に位置付けられる専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学等の制度を設けるため、平成29年5月31日学校教育法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日から施行されることとなり、この法改正を受けて水道法施行令及び水道法施行規則の規定が改正されることとなりました。 この条例は、当該法改正に伴う条項の整備を行うとともに、企業団職員のプロパー化を進める中、世代交代に伴う技術の継承を計画的に進めるための環境整備として、布設工事監督者の資格要件について実態に即した見直しを行うため条例を改正したいとするものです。 改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料の

		<p>1 ページ目をお開きください。</p> <p>第3条は布設工事監督者の資格に関する規定ですが、3つの改正内容がございます。</p> <p>1点目は第3号において、同法による専門職大学の前期課程、つまり、専門職短期大学卒業生も資格要件に含まれる旨の括弧書を2か所追加したいということ、2点目は、第1号、第3号、第4号にありました、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校、旧中等学校令による中等学校という学校教育法の施行日である昭和22年以前にありました旧制度について、その後の期間の経過に伴い、実質的にこれらの者が資格者となる可能性がないことから削除したいということ、3点目は、布設工事監督者資格における水道に関する技術上の実務に従事した経験期間について道内他水道事業体の状況を勘案し、また、中空知広域水道企業団における現況に鑑み、実態に即して緩和したいということ、具体的には、第1号の大学の専門課程卒業生については、現行卒業後2年のところ1年に、第2号の大学の準専門課程卒業生については、現行卒業後3年のところ2年に、第3号の短期大学・専門学校卒業生については、現行卒業後5年のところ3年に、第4号の高校等の卒業生については、現行卒業後7年のところ5年に、第5号のその他の者については、現行10年のところ7年にそれぞれ改正したいとするもので、以上の3点に係る改正をしたいとするものです。</p> <p>1ページから2ページにかけては、第4条水道技術管理者の資格に関する規定ですが、第2号において同法における専門職大学の前期課程、つまり、専門職短期大学卒業生も資格要件に含まれる旨の括弧書を2か所追加したいとするものです。</p> <p>附則につきましては、この改正条例につきましては、法の施行日であります平成31年4月1日から施行したいとするものです。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(柴田議員挙手)</p>
○議	長	柴田議員。
○柴田議員		<p>1点だけ質問させていただきます。</p> <p>布設工事監督者の資格要件の緩和をされることは、大変私も良いことだと思うのですが、メリットの反面、デメリットも将来的には出てくる可能性があるのではないかなという一抹の不安もあるのですが、そういったことについて企業団側の見解を求めたいと思います。</p>
○議	長	<p>ただいま会議を進行しているところですが、ここで皆さんにお諮りします。</p> <p>中空知広域水道企業団議会会議規則第6条で、会議時間は午前10時から午後4時までとされており、同条ただし書において、議長において必要があると認めた場合はこれを変更することができることと定められております。</p> <p>よって、本日は、会議時間を延長したいと思います</p>

○議	長	お諮りします。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。引き続き会議を進めます。
○議	長	答弁を求めます。 (児玉工務課長挙手)
○議	長	工務課長。
○児玉工務課長		柴田議員の質問にお答えさせていただきます。 企業団には実際に、土木系学科の高校を卒業している職員の状況を見ても、現行の7年とはいわず、5年程度で布設工事監督員を果たせる一定の技術に達している状況でございます。年数要件を満たしましても、資格に必要な技量に達していないという者が仮にいた場合には、これまでと同様ではありますけれども、年数だけにこだわらず、監督員の職務は行わせることにならないので、その辺はご心配される危険はないというふうに考えております。以上です。
○柴田議員		終わります。
○議	長	他に質疑ございませんか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第3号を採決いたします。 本案を可決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は可決されました。

○議	長 以上をもちまして、本定例会に提案されました、議案の審議は全て終了いたしました。
○議	長 これをもちまして、平成31年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会午後4時03分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員